

2026（令和8）年6月4日

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2
アセット・コレクションズ・ジャパン株式会社
代表取締役 エリック・デュシュマン 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-844-8973
E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



申入書

当会からの2025年12月4日付けお問合せに対して、貴社より2026年1月29日付で回答をいただきました。

いただいた回答をふまえ、貴社のパートワーク出版物（定期購読サービス）契約条項につき、以下のとおり申入れをします。

なお、ここでいう契約条項は、貴社のWebサイト上の申込最終確認画面に記載されている内容を指します。

つきましては、本申入れに対する回答を2026年6月25日までに書面にて当会まで送付いただくようお願い致します。なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

本件契約条項のうち、以下の規定につき、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めます。

- 1 「・いつでも解約可能な定期購読は、お客様からの解約の申し出がない限りは継続するものとみなします。なお、当初予定していたシリーズは事前に告知していた号数で完結いたしますが、お客様からの強い要望が多い場合、延長をする可能性がございます。延長の場合は、事前に告知し、延長をしないお客様は延長前に解約が可能となります。」との規定
- 2 「・（また、商品の品質には十分注意を払っておりますが、万一パーツの破損や不足などがございましたら、お客様サービスセンターまでお早めにご連絡ください。）なお、各号の発売日より3ヵ月を過ぎてからのお問合せには一切ご対応しかねますので、予めご了承下さい。」との規定（ただし、括弧内を除く。）

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨1について

- (1) 貴社は、消費者に対して、パートワーク出版物（定期購読サービス）を販売しております。

この定期購読サービス契約につき、これまでの当会からの問合せに対し、貴社は、消費者に対して、創刊時に100号で完結すると告知したら、100号で完結する前提で販売しているとして、貴社が定めた定期購読回数（貴社の回答では「号数限定型商品（模型完成型等）」と表現されております。）で消費者と定期購読サービス契約を締結している一方で、貴社が定めた定期購読回数を延長する場合には、消費者が個別に申込みをする形式ではなく、消費者からの連絡がない限り継続とする方式（オプトアウト方式）を採用していると回答されております。

この点、貴社は、号数限定型商品について、①申込み画面下部に注意書きにて「延長の可能性」や「延長購入は自由意思である」旨を表示していること、②追加号数購入は消費者の自由意思により選択可能であること、③延長号数の発売前に案内をして解約機会（電話、Web、メール、FAXなど）を提供していること、④追加号数は元の商品と関連性があることを理由に、延長号数の定期購読サービス契約についてはオプトアウト方式を採用しているとのことですが、オプトアウト方式を採用することやその具体的方法については、消費者から個別に同意をとっておりません。

- (2) 貴社が回答する上記①～③は、貴社が延長と称する号数の定期購読サービス契約について、消費者からの申込みがあったと評価できる事情とはいえません。

④についても、貴社は、例えば、消費者に対して、自動車のパートワーク出版物の定期購読サービスを提供しながら、オプトアウト方式を採用し、延長と称してバイクのパートワーク出版物の定期購読サービスを継続していますが、消費者にとっては、貴社が当初販売した号数限定型商品と延長として提供する商品とは別個独立のものであって「延長」と評価できるものではありません。したがって、追加号数と元の商品とは関連性があるとはいえません。

- (3) 貴社は上記①～④を根拠に、本件契約条項にて、「・いつでも解約可能な定期購読は、お客様からの解約の申し出がない限りは継続するものとみなします。なお、当初予定していたシリーズは事前に告知していた号数で完結いたしますが、お客様からの強い要望が多い場合、延長をする可能性がございます。延長の場合は、事前に告知し、延長をしないお客様は延長前に解約が可能となります。」と規定していると思料しますが、貴社の回答を前提にすれば、当該規定は、貴社から消費者へ号数限定型商品の定期購読サービスの途中で、延長と称する商品に関する定期購読サービスの案内をしたことに対し、消費者がそのサービス開始前に解約手続をとらなかった場合、消費者から申込あるいは承諾をした

ものとみなす規定といえます。

そして、先に述べたとおり、号数限定型商品と貴社が延長と称する商品とは、別個独立のものであり、消費者からすれば、貴社が延長と称する商品につき、相当の期間、経済的負担を伴う定期購読を強いられることとなります。

- (4) そうすると、上記規定は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項」であり、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえ、消費者契約法第10条に違反するものといえますので、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めます。

2 申入れの趣旨2について

- (1) 貴社は、「・(また、商品の品質には十分注意を払っておりますが、万一パーツの破損や不足などがございましたら、お客様サービスセンターまでお早めにご連絡ください。) なお、各号の発売日より3ヵ月を過ぎてからのお問合せには一切ご対応しかねますので、予めご了承下さい。」との規定を設けております。

当該規定によると、消費者が、貴社に対し、各号の発売日より3ヵ月を過ぎてから、破損したパーツや不足するパーツの追完やこれを原因とする損害賠償を求めても、貴社は一切対応しないこととなります。

- (2) この点、民法上、事業者は、契約に基づいて消費者へ引き渡した商品の種類や品質に契約不適合が存する場合、消費者に対して契約不適合責任を負うこととされ、消費者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を通知すれば、事業者に対して追完請求、損害賠償請求、契約解除ができるとされています。また、数量不足については、消費者が、これを知った時から5年以内、あるいは引き渡し時から10年以内に、貴社へ追完請求等をすれば、貴社はこれに応じなければなりません(民法566条、民法166条1項)。

ところが、貴社が定める上記規定は、これら民法の規定に比して、消費者が貴社に対して契約不適合責任を追及できる期間を著しく短期間に制限する規定です。

- (3) したがって、貴社が定める上記規定は、公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえますので、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444